2025 年 8月 15日

日本適合性認定協会 様

SGEC認証機関 様

SGEC FM認証取得者様

**SGEC規準文書3:2025 への移行対応について**

一般社団法人緑の循環認証会議

SGEC/PEFCジャパン

すでにご案内の通り、今般、6月30日付でSGECのEUDR対応改正森林管理規格である「SGEC規準文書３: 2025 持続可能な森林管理-要求事項」が、PEFCの承認を得ました。

本規格につきましては、2025年9月1日施行とし、2027年8月31日を移行期限とする旨ご連絡したところですが、改正規格への円滑な移行を確保するためさらに検討を加えた結果、改正規格への移行対応につきましては、以下の通りといたします。

SGECの場合、これまで認定の移行期限を明示せず、認定の移行も含め旧規格から改正規格に認証の移行を完了しなければいけない期限を「移行期限」として設定してきたところですが、改正規格の認定の移行までの期限が不明など、円滑な移行に支障があると考えられるため、本規格改正から、「移行期間」（改正規格に移行するために必要な準備を行う期間、この期間に改正規格に関する認定も完了）を設定するとともに、これまでのとおり「移行期限」を下記の通り示します。

具体的には、改正規格の認定（認定範囲の変更）は「移行期間内」とし、認定後改正規格に基づく認証への切り替えの期限である「移行期限」につきましては、移行期間後1年半後の2028年２月29日とします。

記

**１.移行の対象となる改正規格**

|  |  |
| --- | --- |
| SGEC規準文書3:2025 | 持続可能な森林管理-要求事項 |

**２．本改正に伴う具体的対応**

**（１）認定機関の対応**

認定機関は、下記（2）を踏まえた認定移行要領を作成し、認証機関に通知すること。

**表1 認証機関の認定移行スケジュール**



**（２）認証機関の対応**

認証機関は、2026年8月31日までに規準文書3:2025についての認定の移行を完了させる。また認証機関は、同文書に基づき、認証活動に関わる要員への研修および認証業務関連文書の改定を進めとともに本改正について認証組織に連絡を行い、定期審査等の機会を通じ認証組織の認証の切り替えを 2028 年 2月29日までに完了させる。

なお、認証機関は、2026年9 月1 日以降に実施される審査を全て規準文書3:2025に基づく審査としなければならない。

**表 2 認証組織の認証移行スケジュール**



以上